

○非常勤職員の任用等に関する規程

制 定 平成 26. 3. 24 決裁

最近改正 令和 2. 5 .19 決裁

趣 旨)

**第 1 条** この規程は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年大和川右岸水防事務組合条例第 1 号。以下「非常勤条例」という。）に定める非常勤職員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるとともに、非常勤職員の任用及び勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第 2 条** この規程において非常勤職員とは、地方公務員法第 17 条第 1 項の規程により任用されるもののうち正規雇用職員（以下「常勤職員」という。）でない職員をいう。

(任 用)

**第 3 条** 管理者は、競争試験又は選考により非常勤職員を任用することができる。

(任用期間)

**第 4 条** 非常勤職員の任用期間は、1 年を超えない期間とする。

2 管理者が必要と認めるときは、前項の任用期間又はこの項の規定により更新された任用期間は、満年齢 65 歳に達する最初の 5 月 31 日まで、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、4 月及び 5 月生まれの場合は、次年の 5 月 31 日までとする。

3 前項の規程にかかわらず、特別の事情がある場合は、満 65 歳に達した日以降における最初の 5 月 31 日以降においても、1 年間雇用期間を更新することができる。その後もこの例による。

(勤務時間)

**第 5 条** 非常勤職員の勤務時間については、常勤職員の 1 週間あたりの勤務時間の 5 分の 4 を超えない範囲とし、勤務日数、勤務時間及びその割り振りは別に定めるものとする。

2 管理者が必要と認めるときは、常勤職員に準じた勤務時間とすることが

できる。

(年次休暇等)

**第 6 条** 非常勤職員の年次休暇、特別休暇、病気休暇については、大和川右岸水防事務組合再任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する要綱を準用する。

(報 酬)

**第 7 条** 非常勤条例第 2 条の管理者が定める報酬の月額は次の各号に定める額を合計した額を支給する。

(1) 基本報酬 給与に関する条例(昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条 例第 8 号。以下「給与条例」という。)別表に定める再任用職員の給料月額を準用し、別表に定めるところによる。ただし、その者の 1 週間当たりの勤務時間を常勤職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を別表の基本報酬に乗じて得た額とする

(2) 地域手当に相当する報酬 給与条例第 3 4 条に定める地域手当に準じて算出した額

(3) 管理職手当に相当する報酬 給与条例第 4 0 条に定める管理職手当の額

(4) 期末勤勉手当に相当する報酬 給与条例第 4 2 条に定める期末手当及び勤勉手当で、再任用職員に準じて算出した年額(6 月 1 日における、年間支給率を乗じて得た額)の 1 2 分の 1 に相当する額(1 0 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)

(5) 時間外勤務手当に相当する報酬 給与条例第 3 6 条に定める時間外勤務手当に準じて算出した額

(6) 管理職員特別勤務手当に相当する報酬 給与条例第 3 8 条の 2 に定める管理員職特別勤務手当に準じて算出した額

2 前項の規定で定める報酬は、常勤職員の給与、手当等に準じて支給する。

(費用弁償)

**第 8 条** 非常勤条例第 3 条に定める費用弁償は次の各号に定めるところによる。

(1) 通勤に要する費用弁償は、常勤職員の通勤手当の例により支給する

(2) 非常勤職員が公務のために旅行したときは、その費用弁償として、旅費に関する条例(昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第 9 号)の定

めるところにより旅費を支給する

(補 則)

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、非常勤職員の任用等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、非常勤の職員に対する基本報酬の額は、第 7 条第 1 号の規定にかかわらず、この規定による額の 100 分の 85 に相当する額（100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。）とする。
- 3 この規程の施行日以前に任用された主幹を、第 4 条 2 項の規定により再度任用するときは、第 7 条 1 号の規定にかかわらず、別表に定める総務課長の基本報酬を適用する。

**附 則**（平成 27. 5. 19 決裁）

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの間、非常勤の職員に対する基本報酬の額は、第 7 条第 1 号の規定にかかわらず、この規定による額の 6 級及び 5 級は 15% 減、4 級は 10% 減、3 級は 9% 減、2 級は 6% 減した相当する額（100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる）とする。
- 3 削除

**附 則**（平成 28. 5. 2 決裁）

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 28 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの間、非常勤の職員に対する基本報酬の額は、第 7 条第 1 号の規定にかかわらず、この規定による

額の6級及び5級は15%減、4級は10%減、3級は9%減、2級は6%減した相当する額（100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる）とする。

**附 則**（平成29. 5. 12 決裁）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年6月1日から平成30年5月31日までの間、非常勤の職員に対する基本報酬の額は、第7条第1号の規定にかかわらず、この規定による額の6級及び5級は15%減、4級は10%減、3級は9%減、2級は6%減した相当する額（100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる）とする。

**附 則**（平成30. 5. 8 決裁）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 当面の間、非常勤の職員に対する基本報酬の額は、第7条第1号の規定にかかわらず、この規定による額の6級及び5級は15%減、4級は10%減、3級は9%減、2級は6%減した相当する額（100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる）とする。

**附 則**（令和2. 5. 19 裁）

（施行期日）

1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

## 別 表

### 非常勤職員基本報酬

職 名	基本報酬 (円)	再任用職員の 職務の級
事務局長	3 1 5 , 7 0 0	6 級
総務課長	2 8 9 , 4 0 0	5 級
主幹・防潮課長	2 4 8 , 1 0 0	4 級
主 査	2 3 1 , 2 0 0	3 級
事務職員	2 1 8 , 9 0 0	2 級